

東京福祉大学は、人権侵害（パワハラ・セクハラ）をやめろ！

交通ユニオンとの団体交渉に応じる！

交通ユニオンは、2016年6月10日、東京福祉大学に対して「1、田嶋教授の授業計画の策定。2、教職員の雇用契約について一年間の有期雇用から無期雇用への変更」を求め団体交渉開催を申し入れました。しかし大学側は6月17日付書面にて、田嶋教授が運営するホームページ（以下田嶋HPと略、<http://www.yoisoudan.xyz/>）において、これまでの田嶋教授と東京福祉大学との訴訟の経緯を掲載しているのは、3月29日の田嶋教授と東京福祉大学との合意に違反する。よって田嶋HPでの掲載を中止しなければ、団体交渉開催は延期する旨の回答をしてきました。

しかし田嶋HP掲載の内容は、3月29日の田嶋教授と東京福祉大学との合意に何ら違反していません。なぜなら、田嶋HP掲載の内容は、元総長中島恒雄氏が、田嶋教授と交通ユニオンを共に名誉毀損の被告として、理不尽にも「5500万円支払え」として提訴してきた恫喝的報復的損害賠償請求訴訟（東京地裁3月1日付）に対する反論として掲載したものだからです。しかも3月1日付の訴状が、3月29日の合意の一週間後4月5日に両被告に届いたということは、合意の歩み寄りを利用し、かつ一方的に踏みにじったと言えます。

なお、元総長中島恒雄氏の出所後の東京福祉大学への影響力を、大学側は否定して

いるにも拘わらず、実際には中島恒雄氏は、東京福祉大学に対して、強大な影響力を及ぼし、出所後も、複数の東京福祉大学女性留学生との間で性的トラブルを起こし、その内の一件では現在も裁判になっています。その裁判において、元総長中島恒雄氏は、被害者A子さんに対して、（田嶋教授と交通ユニオンに対してと同様に）名誉毀損の損害賠償の反訴の提起をしています。

また、裁判にならなかった性的トラブルにおいても、元東京福祉大学女性留学生である被害者B子さん（通知人）は、弁護士名で、元総長中島恒雄氏と元学長松原達也氏に対して内容証明郵便（通知書）2通を送付しています。それら通知書によれば、①元総長は、通知人に、日本への留学の援助を申し出て、通知人はこれを信じて来日し、東京福祉大学に入学した。②しかし、来日以降、元総長は通知人に性的関係に応じるよう強要してきた。③通知人は、元総長からの度重なる性的関係の強要に耐えかねて、来日以来居住してきた元総長の自宅からの退去を申し出た。④これに対し、大学の実質的経営者である元総長は、通知人を平成24年3月●●日付で大学から除籍にした上、メールにて、「私の愛人となることはお前の義務だ」「お前に私を拒絶する権利はない」等と脅迫し、性的関係を継続するよう要求した、というものです。

交通ユニオンは、7月5日付書面にて再度、団体交渉開催を申し入れました。しかし大学側は、その後7月13日付書面において、6月17日付書面と同様の主張で団体交渉開催の延期を回答してきました。

交通ユニオンは、田嶋教授の雇用契約書（本年4月20日付）によって、「平成28年度秋学期から本人が受け持つ授業数を週4コマ」とされているにも拘わらず、大学側が一向に計画を立てないため、2016年6月10日付書面で

1、田嶋教授の担当授業の内容を決定すること。

2、大学教職員の雇用契約を一年間の有期ではなく無期とすること。

との要求を申し入れたのです。

しかし、再度延期ということは、事実上の団体交渉拒否です。よって、10月6日、不当労働行為の救済を群馬県労働委員会に申し立てたのです。

田嶋教授への報復とパワハラ（いじめ・嫌がらせ）をやめろ！

さらに大学側は、田嶋教授に対して、翌日から秋学期の授業が始まるという10月6日になって、これまでの訴訟の経緯が田嶋HPに掲載してあることを理由にして、「秋学期の授業をいっさい担当させない」と一方的に通知してきました。秋学期の授業については、すでに数週間前から具体的な授業計画を、手島心理学部長及び鶴心理学研究科長と共に立てていたにもかかわらず、です。これこそ雇用契約違反です。

これまでに、田嶋教授は、東京福祉大学を相手取って4年間続いた解雇無効確認訴訟に一審二審共に勝訴し、昨年1月29日に確定した判決に基づき、昨年2月3日付で東京福祉大学に復職したのです。

しかし、復職に伴って昨年度は、様々なパワハラ（いじめ・嫌がらせ）を受けたの

です。例えば、授業はさせない、その予定もないとの通告、研究室のカギを自己管理させず朝夕総務課での受け渡しを求められる、教員の中では唯一人朝9時夕方6時に総務課でタイムカードの打刻を求められる、トイレに行く際にも研究室を出る都度の報告義務を課される、インターネット学内情報からの遮断、研究室の前の名札の不設置、研究室の電話の内線外線番号を知らされない、教授会へ出席しても議事録に出席教員としての名前を掲載されない、教授会・全体ミーティングでの発言阻止、発言すれば不規則発言とみなし懲戒処分にするとの伊藤事務局長による通告、手島心理学部長・鶴心理学研究科長・中里臨床心理相談室長の連名による准教授への降格の通告、身分証の不交付、給与5分の2にカット、賞与なし、研究費なし、などです。

今年も、雇用契約に違反して、教員であるのに授業をさせないとすると、丸2年間に渡りただ研究室にいさせるだけになり、これは正に人権侵害です（女性留学生への性的強要と恫喝も同じく人権侵害です）。

田嶋教授と大学の合意に基づき、4月14日の全体ミーティングで、大学水野理事長によって、「田嶋清一先生に対する遺憾の意の表明」(<http://www.yoisoudan.xyz/>、参照)が、全教職員に向けて読み上げられましたが、これは形式的な謝罪のポーズに過ぎなかったこととなります。

雇用契約に従い田嶋教授に授業をさせること、大学教職員の雇用契約を一年間の有期でなく無期とすること、を求めます。

交通ユニオンと田嶋組合員は、東京福祉大学が、人権侵害をやめて、公平で民主的な大学運営を行うことを求めています。

2016, 11, 15,

【東京福祉大学伊勢崎キャンパス街宣行動チラシ】